

## 富士宮富士急ホテル 宿泊約款

### (本約款の適用)

- 第1条 当ホテルの締結する宿泊約款及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。
- 2 当ホテルは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

### (宿泊引受の拒絶)

- 第2条 当ホテルは、次の場合には宿泊の引受をお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとするものが、宿泊に関し法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 静岡県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
  - (8) その他当ホテルが不適切と判断した場合。
- 2 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊等契約に応じないものとします。
- (1) 利用しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・法人・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）である場合。
  - (2) 利用しようとする者が暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。
  - (3) 利用しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団に該当するものがあるもの。
  - (4) 利用しようとする者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
  - (5) 利用しようとする者が、当ホテル若しくはその従業員及び当ホテル利用者に対して暴力的要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求した場合。

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という）をお引受した場合には期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍および職業。
- (2) その他ホテルが必要と認めた事項。

(予約金)

第4条 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引受した場合は期限を定めて宿泊期間（宿泊客が3日を超える場合は3日間）宿泊料金を限度とする予約金の支払を求めることがあります。

- 2 前項の予約金は、第5条に定める場合に該当するときは同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

第5条 当ホテルは宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げる違約金を申し受けます。ただし団体客（ヘイニングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ）の一部について宿泊予約の解除があった場合には宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引受した場合には、そのお受けした日）における宿泊予約人数の10%にあたる人数（端数が出た場合には切り上げる）についてはこの限りではありません。

(1) 一般客

- イ、 宿泊日の前日に解除した場合宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ウ、 宿泊当日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%。但し、当日の15:00以降のキャンセルは宿泊料金の100%

(2) 団体客

- イ、 宿泊日の9日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%。
- ウ、 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%。
- ハ、 宿泊当日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%。

- 2 当ホテルは宿泊者が連絡しないで宿泊当日の午後8時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込書により解除されたものとみなし

処理することがあります。

- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等の公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責めに帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

#### (宿泊等契約の解除)

第6条 当ホテルは他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3項から第8号までに該当することとなったとき。
  - (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
  - (3) 第4条第1号の予約金の支払を請求した場合において期限までにその支払がないとき。
  - (4) 客室等での寝煙草、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
  - (5) 第10条に定める利用規則に従わない等、その他当ホテルが不適切と判断した場合。
- 2 当ホテルは利用者が次の事由に該当する場合、宿泊等契約を解除するものとします。
    - (1) 暴力団等反社会勢力。
    - (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体。
    - (3) 法人でその役員のうち暴力団に該当する者のあるとき。
    - (4) 他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
    - (5) 当ホテル若しくはその従業員及び当ホテル利用者に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える要求をした場合。
  - 3 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

#### (宿泊の登録)

第7条 宿泊者は宿泊当日ホテルのフロントオフィスにおいて次の事項を登録して下さい。

- (1) 第3条第1号の事項。
- (2) 外国人にあつては旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
- (3) 出発日及び時刻。
- (4) その他ホテルが必要と認めた事項。



(チェックアウトタイム)

第 8 条 宿泊者が当ホテルの客室をおあけいただく時刻（チェックアウトタイム）は 10 時とします。

- 2 当ホテルは前項の規定にかかわらずチェックアウトタイムを超えて、客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては次のとおり追加料金を申し受けます。

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 午前 10 時以降午後 12 時まで | 30%増  |
| 午前 10 時以降午後 2 時まで  | 50%増  |
| 午後 2 時以降           | 1 泊料金 |

(料金の支払い)

第 9 条 当ホテルは部屋料金を前金でお預かりいたします。その他の料金につきましてはチェックアウトの際にご精算いただきます。料金の支払いは通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手若しくはクーポン券により、ご精算下さい。

- 2 当ホテルでは小切手によるお支払いは取扱っておりません。
- 3 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊者は当ホテル内において当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第 11 条 当ホテルはお受けした宿泊期間中といえども次の場合には継続をお断りすることがあります。

- (1) 第 2 条第 3 号から第 8 号までに該当することとなったとき。
- (2) 下記の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第 12 条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊客が当ホテルのフロントオフィスにおいて宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのうちいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発のため客室をあけた時に終わります。

- 2 宿泊者が当ホテル約款並びに利用規則に従わないために発生した事故に関しては当ホテルはその責任を負いません。
- 3 当ホテルの責めに帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は

類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその他の料金はいただきません。

(寄託物等の取扱)

- 第 13 条 宿泊客がフロントオフィスにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の障害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合にあって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテルにお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントオフィスにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害を生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(駐車の問題)

- 第 14 条 利用者が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何に関らず、当ホテルは場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理にあたり当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(免責事項)

- 第 15 条 当ホテル内からのコンピュータ通信のご利用にあたりましては、利用者ご自身の責任にて行うものといたします。コンピュータ通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。またコンピュータ通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。